

お知らせ

パート II



国保

国民健康保険被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

【国民健康保険被保険者証の更新】
現在使用している「国民健康保険被保険者証」の有効期限は7月31日(土)です。

8月1日(日)からの被保険者証は、今月末までに簡易書留により郵送します。
古い被保険者証は回収しますので、8月1日以降に次の窓口へ返却してください。
【返却窓口】
市役所、各支所・出張所・

保健センター。
また、職場の健康保険などに加入した場合は、届け出が必要ですが、
なお、70歳以上の高齢受給者に該当する人の被保険者証には、高齢受給者証発効期日と一部負担金の割合(平成21年中の所得の状況によって、1割あるいは3割)が表示されます。

【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】
現在お手持ちの認定証の有効期限は今月末となっております。現在お持ちの人で、8月から引き続き該当する人は、今月中に申請書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。

この認定証を提示しなかった場合は、医療機関の窓口で従来どおり支払い、後日、自己負担限度額を超えた分を高額療養費の給付を受けることになり、一時的に高額療養費分を立て替えていただくこととなります。
特に70〜74歳(後期高齢者医療制度該当者は除く)の人は、自己負担限度額が異なります。世帯主および国保加入者全員が住民税非課税である人は、入院時の医療費と食費を自己負担限度額までとするため、入院前に申請してください。

後期高齢者医療制度被保険者証の更新

「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)からの被保険者証は、今月末までに対象者へ簡易書留で郵送します。
なお、平成21年中の所得の状況によって、8月1日から窓口での一部負担金の割合が変更になる場合があります。

【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】
現在お手持ちの認定証の有効期間は、今月末です。現在認定証をお持ちの人で、8月から引き続き該当する人には、今月中に被保険者証とともに申請書を郵送します。

後期高齢者医療保険料の通知
保険料に関する通知は、特別徴収(年金から天引き)されている人と普通徴収(納付書により納付)の人では発送日が異なりますのでお知らせします。

●手順：次のとおり。
①入院がきまる。
②国保年金課へ認定証の交付申請をする(印鑑・被保険者証持参)。
③認定証の交付を受ける。
④入院時に認定証を病院に提示して、限度額までを支払う。

●認定証の申請：左記窓口で受け付け。
※保険料に滞納がある場合は認定証を交付できませんので、従来どおりとなります。
☎ 国保年金課資格給付班

●特別徴収(年金から天引き)されている人：7月30日(金)に発送。
●普通徴収(納付書により納付)の人：7月16日(金)に発送。
第1期分の納付期限は8月2日(月)までです。
※10月から特別徴収が始まる人の場合、第1期から第3期分は普通徴収となります。
なお、口座振替をご希望の場合、すでに手続きしている人は必要ありませんが、国民健康保険被保険者から後期高齢者医療被保険者になった人については、国民健康保険税の口座振替の届け出をされていても、保険の種類が変わるため、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替の申し込みが必要ですが、
また、今年度、特別徴収とならず、普通徴収となる人は次に当てはまる人です。
●年金額が一定額未満の人。
●介護保険料と合わせた保険料額が、特別徴収対象年金額の2分の1を超える人。
●年度途中で75歳になった人や転入された人。
☎ 国保年金課高齢者医療年金班

※国民健康保険税の納付状況によっては、口座振替に変更できない場合があります。また、口座振替の残高不足による振替不能が続く場合は、特別徴収に戻ることがあります。
●申し出方法：①既に口座振替を利用している人は、認印と保険証を持参ください。
②新たに75歳に到達し後期高齢者医療制度の対象になった人と国保税を新規に口座振替する人、振替口座を変更する人は、認印と保険証のほかに事前に利用する金融機関で口座振替の申し込み手続きを行い、本人控えを持参してください(郵送も可。詳しくは左記までお問い合わせください)。
③既に納付方法変更の申出済みの方は、再度申し出は必要ありません。
★介護保険料・市県民税の特別徴収は変更の対象となりません。
☎ 国保年金課保険税班

また、75歳以上の人が加入する長寿医療(後期高齢者医療)では、本人の年金から保険料が天引きされます。
なお、年金受給額、所得金額、国民健康保険の世帯要件などにより、特別徴収の対象にならない場合もあります。
納付方法を年金の特別徴収から口座振替に変更できます。変更を希望される場合は、申し出が必要ですが、
●申し出期限：7月30日(金)。
7月30日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いません。12月分以降の年金から中止させていただきますこととなります。

国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

また、75歳以上の人が加入する長寿医療(後期高齢者医療)では、本人の年金から保険料が天引きされます。
なお、年金受給額、所得金額、国民健康保険の世帯要件などにより、特別徴収の対象にならない場合もあります。
納付方法を年金の特別徴収から口座振替に変更できます。変更を希望される場合は、申し出が必要ですが、
●申し出期限：7月30日(金)。
7月30日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いません。12月分以降の年金から中止させていただきますこととなります。

20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人は所得状況届の提出を
20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人の所得状況届および所得状況届のついた診断書は、今月末までに市国保年金課高齢者医療年金班まで提出してください。
所得状況届には、所得の審査が必要になっていきますので、ご家族の扶養になっていない人で、申告がお済みでない人は、申告が必要です。
☎ 船橋年金事務所

障害者手帳を交付されたみなさんへ

障害年金のご相談はされましたか。
国民年金・厚生年金保険の障害年金は、障害の程度により、一定の要件を満たしていると受けることができます。
まずは、お近くの年金事務所にご相談ください。
☎ ねんきんダイヤル (0570-05-1165)、船橋年金事務所 (047-424-8811)、市国保年金課高齢者医療年金班 (内線 288・289)。

●手続きに必要なもの：①国民年金手帳または基礎年金番号の分かるもの②印鑑。
※平成22年1月2日以降の転入者や失業などによる場合は、事前にお問い合わせください。
☎ 千葉国民年金電話センター (043-203-5600)、国保年金課高齢者医療年金班。

保険料免除制度

国民年金には、収入が少ないなど、保険料を納付することが困難な場合に、申請によって保険料を免除される制度があります。
保険料免除には、全額免除・4分の1納付・半額納付・4分の3納付の種類があります。また、30歳未満の人の若年者納付猶予制度があり、いずれの場合も年度ごとに申請が必要です。
免除については、申請者本人と配偶者、世帯主の前年所得を基に、猶予については、申請者本人と配偶者の前年所得を基に審査し決定されます。免除および猶予の承認期間は平成22年7月〜平成23年6月の1年間となります。
なお、昨年免除申請をして全額免除・納付猶予で承認されている人で、継続審査を希望している人は、申請書の提出は必要ありません。

年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。年金請求手続きや加入記録の確認、厚生年金に関することなど、お気軽にご相談ください。
●日時：7月29日(木)・午前10時〜午後3時15分。
●会場：市役所会議棟。
●定員：8人。
●申し込み：7月12日(月)までに電話で左記まで(先着順)。
※事前に基礎年金番号などがわからないと相談を受けられない場合もあります。
☎ 国保年金課高齢者医療年金班。

年金

20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人は所得状況届の提出を
20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人の所得状況届および所得状況届のついた診断書は、今月末までに市国保年金課高齢者医療年金班まで提出してください。
所得状況届には、所得の審査が必要になっていきますので、ご家族の扶養になっていない人で、申告がお済みでない人は、申告が必要です。
☎ 船橋年金事務所

20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人は所得状況届の提出を
20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人の所得状況届および所得状況届のついた診断書は、今月末までに市国保年金課高齢者医療年金班まで提出してください。
所得状況届には、所得の審査が必要になっていきますので、ご家族の扶養になっていない人で、申告がお済みでない人は、申告が必要です。
☎ 船橋年金事務所